

こども誰でも通園制度（仮称）について

（１）こども誰でも通園制度（仮称）とは

「こども未来戦略方針」（令和５年６月１３日閣議決定）で示された、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる制度。

令和６年度（２０２４年度）より本格実施を見据えた試行的実施を開始するため、現在こども家庭庁で制度設計が行われており、最終的には全国の自治体で本格実施することとなる。

■現時点で想定している制度概要

対象	０歳６か月児～２歳児の未就園児 ※市が保育所等に未就園であることを認定
事業実施者	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点（本市では子育てひろば）など ※市が指定
利用の契約	利用者（保護者）と事業実施者が直接契約 ※利用者負担は事業実施者が徴収
利用方法	定期利用、自由利用など、選択可能
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用可能
実施自治体	全ての自治体 ※利用者は住所地以外の市町村の施設も利用可能とする予定
実施方法	一般型（在園児と合同または専用室独立実施）と余裕活用型（保育所等で利用定員に達していない場合に定員の範囲内で受入れ。在園児と合同） ※様々な方法を選択できる

（参考）一般的な保育所等の一時預かり事業

対象	０歳６か月児～就学前までの乳幼児
事業実施者	保育所、認定こども園、幼稚園等
利用の契約	利用者（保護者）と事業実施者が直接契約 ※利用者負担は事業実施者が徴収
利用方法	定期利用、自由利用など
利用時間	半日、一日単位等で利用可能
実施自治体	全国で１,２６９自治体
実施方法	一般型（在園児と合同または専用室独立実施）、余裕活用型（保育所等で利用定員に達していない場合に定員の範囲内で受入れ。在園児と合同）

（２）今後の市の方針

現時点ですぐに事業実施する予定はないが、法律で実施が義務付けられることになると考えられるため、次期子ども・子育て支援プラン策定のためのアンケートにおいて、市民の利用希望を調査するなど、準備を進める必要がある。